

平成26年度第6回人事委員会会議の結果

1 開催日時

平成26年7月8日(火) 午前10時00分～11時10分

2 開催場所

人事委員会室(さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階)

3 出席者

【人事委員】 委員長 馬橋 隆紀
委員 藤原秀次郎
委員 馬場眞美子
【事務局】 事務局長ほか6名

4 議事

会議冒頭で、協議事項4及び報告事項1については、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることを決定した。

議案第1号 「学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則に係る協議について」

配偶者同行休業制度の創設に伴い、学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正することについて協議があり、当該改正を承認することについて決定した。

【決定内容】

- 1 配偶者同行休業制度の創設に伴い、次に掲げる規則の一部を改正する。
 - (1) 学校職員の給料等の支給に関する規則
 - (2) 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則
 - (3) 学校職員の通勤手当に関する規則
 - (4) 平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則

2 施行期日

平成26年7月15日

議案第2号 「一般職員の昇給取扱要領等の改正について」

配偶者同行休業制度の創設に伴い、各任命権者から一般職員の昇給取扱要領等の一部を改正することについて申請等があり、当該改正を承認することについて決定した。

【改正内容】

- 1 配偶者同行休業制度の創設に伴い、次に掲げる要領の一部を改正する。
 - (1) 一般職員の昇給取扱要領(知事部局)
 - (2) 学校職員の昇給取扱要領(教育委員会)
 - (3) 昇格昇給実施要領(警察本部)

2 施行期日

平成26年7月15日

協議第1号 「職員の配偶者同行休業に関する規則の制定について」

地方公務員法の一部改正及びそれに伴う「職員の配偶者同行休業に関する条例」の制定に伴い、「職員の配偶者同行休業に関する規則」の制定について、協議した。

協議第2号 「職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について」

地方公務員法の一部改正及びそれに伴う「職員の配偶者同行休業に関する条例」の制定に伴い、職員の任用に関する規則の一部改正について協議した。

協議第3号 「通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則等について」

地方公務員法の一部改正及びそれに伴う「職員の配偶者同行休業に関する条例」の制定に伴い、次に掲げる規則の一部改正について、協議した。

- 1 給料等の支給に関する規則
- 2 期末手当及び勤勉手当に関する規則
- 3 通勤手当に関する規則
- 4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則
- 5 職員の育児休業等に関する規則

協議第4号 「平成25年(不)第1号事案について」

処分者から平成26年6月20日付けで準備書面(5)が提出されたことを報告するとともに、本事案について、口頭審理のため、準備手続きを実施することとし、両当事者と事前調整等を行うことについて協議した。

報告第1号「平成23年(不)第2号事案に係る再審請求について」

平成26年6月25日付けで再審請求人から再審請求書等が提出されたことについて報告した。

報告第2号「職員団体からの要請書について」

職員団体から人事委員会委員長あてに、給与制度の総合的見直しに関する要請書が提出されたことについて報告した。